第二十一章　紛争解決

第A節　目的、適用範囲及び定義

第二十一・一条　目的

この章の規定は、相互に合意する解決を得るため、この協定の規定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争の解決のための効果的かつ効率的な仕組みを設けることを目的とする。

第二十一・二条　適用範囲

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の規定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争の解決については、この章の規定を適用する。

第二十一・三条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「仲裁人」とは、パネルの構成員をいう。

(b)　「緊急の場合」及び「緊急に処理を要する事案」には、品質、現状又は商業的価値が短期間に急速に損なわれる物品又はサービスに関する場合及び事案を含む。

(c)　「行動規範」とは、第二十一・三十条に規定する仲裁人についての行動規範をいう。

(d)　「申立国」とは、第二十一・七条の規定に基づいてパネルの設置を要請する締約国をいう。

(e)　「対象規定」とは、前条の規定によりこの章の規定の適用の対象となるこの協定の規定をいう。

(f)　「紛争解決機関」とは、ＷＴＯの紛争解決機関をいう。

(g)　「パネル」とは、第二十一・七条の規定に従って設置されるパネルをいう。

(h)　「被申立国」とは、第二十一・七条の規定に従い、紛争がパネルに付託された締約国をいう。

(i)　「手続規則」とは、第二十一・三十条に規定するパネルの手続規則をいう。

第B節　協議及び仲介

第二十一・四条　情報提供の要請

締約国は、次条又は第二十一・六条の規定に基づいて協議又は仲介を要請する前に、問題となっている措置に関連する情報を書面により要請することができる。その要請を受けた締約国は、当該要請を受領した日の後二十日以内に送付する書面による回答において要請された情報を提供するようあらゆる努力を払う。

第二十一・五条　協議

1　両締約国は、相互に合意する解決を得るため、第二十一・二条に規定する紛争を誠実に協議によって解決するよう努める。

2　一方の締約国は、他方の締約国に対し、協議を書面により要請することができる。協議を要請する締約国は、その要請において、当該要請の理由（問題となっている措置を特定すること並びに事実に係る根拠及び法的根拠（関連する対象規定を明記するもの）について記載することを含む。）を示す。

3　各締約国は、協議の過程において、問題となっている措置について十分に検討すること（当該措置がこの協定の運用及び適用にどのように影響を及ぼし得るかを含む。）ができるよう十分な情報を提供する。

4　協議の要請を受けた締約国は、当該要請を受領した日の後十日以内に回答する。両締約国は、当該要請が受領された日の後三十日以内に当該協議を開始する。当該協議は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、当該要請が受領された日の後四十五日以内に終了したものとみなす。問題が緊急に処理を要する事案に関するものであると両締約国が認める場合には、当該協議は、両締約国が別段の合意をするときを除くほか、当該要請が受領された日の後二十五日以内に終了したものとみなす。

5　協議は、対面又は両締約国が合意する他の通信手段により行うことができる。協議は、対面により行う場合には、両締約国が別段の合意をするときを除くほか、協議の要請を受けた締約国において行う。

6　協議（当該協議の手続の過程において締約国によって開示される全ての情報及び締約国がとる立場を含む。）は、秘密とされ、かつ、その後の手続におけるいずれの締約国の権利も害さないものとする。

第二十一・六条　仲介

1　一方の締約国は、他方の締約国に対し、この章の規定の適用範囲内の事案であって、両締約国間の貿易又は投資に悪影響を及ぼす措置に関するものについて、仲介手続の開始をいつでも要請することができる。

2　両締約国は、第二十二・一条４(f)の規定に従って合同委員会がその第一回会合において採択する仲介手続に従って開始し、実施し、及び終了する仲介手続を行うことについていつでも合意することができる。

3　両締約国が合意する場合には、仲介手続は、次節に規定するパネルの手続の進行中においても、継続することができる。

第C節　パネルの手続

第二十一・七条　パネルの設置

1　第二十一・五条の規定に基づいて協議を要請した締約国は、次のいずれかの場合には、パネルの設置を要請することができる。

(a)　他方の締約国が当該協議の要請を受領した日の後、十日以内に当該要請に回答しない場合又は三十日以内に当該協議を開始しない場合

(b)　両締約国が当該協議を開始しないことに合意する場合

(c)　両締約国が別段の合意をするときを除くほか、当該協議の要請が受領された日の後四十五日以内に、又は緊急の場合には二十五日以内に、当該協議により紛争を解決することができない場合

2　1の規定に基づくパネルの設置の要請は、被申立国に対して書面により行う。申立国は、自国の申立てにおいて次の事項を明示的に特定する。

(a)　問題となっている措置

(b)　法的根拠（(a)に規定する措置が関連する対象規定にどのように抵触するかを明確に提示する方法で当該対象規定を明記するもの）

(c)　事実に係る根拠

第二十一・八条　パネルの構成

1　パネルは、三人の仲裁人から成る。

2　両締約国は、被申立国がパネルの設置の要請を受領した日の後十日以内に、パネルの構成に関して合意に達するために協議する。